

# 介護ネットみやぎ速報

(第49号 2012. 12. 13)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 鈴木 由美

022-276-5202

022-276-5205



介護ネットみやぎは、宮城県保健福祉部長寿社会政策課が募集した「老人福祉施設、介護サービス事業所・施設等の人員、設備及び運営に関する基準に係る条例制定」(パブリックコメント)に、10月9日意見を提出しました。以下が12月10日付けで宮城県が公表した意見の提出結果とそれに対する県の考え方です。

## 「老人福祉施設、介護サービス事業所・施設等の人員、設備及び運営に関する基準に係る条例制定に対するご意見の募集について」(パブリックコメント)の結果とご意見に対する県の考え方

宮城県では、「老人福祉施設、介護サービス事業所・施設等の人員、設備及び運営に関する基準に係る条例制定」について、平成24年9月10日から平成24年10月9日までの期間において、ホームページ等を通じ県民の皆様のご意見を募集しました。この結果、5名(団体)から10件の貴重なご意見をいただきました。

いただきましたご意見に対する宮城県の考え方につきましては、下記のとおりです。ご協力ありがとうございました。

項目	ご意見の内容(要旨)	ご意見に対する県の考え方
1. 居室定員について	<b>賛成意見 1件</b>	○県としては、これまでユニット型個室の整備を推進してきたところでありますが、今後も、その方針に変更はございません。 居室定員につきましては、ユニット型個室については、国の基準のとおりとしますが、従来型については、入所者やその家族の個々の事情等により多床室を希望する声があることを踏まえ、入所者の選択肢を広げる観点から、地域の実情に応じて多床室の整備を可能とする必要があると考えております。 以上のことから、従来型の居室定員につきましては、入所者の尊厳やプライバシーに十分配慮した上で、4人以下とすることも可能とする規定を設けることとするものです。 なお、低所得者等に係る経済的負担の軽減等に関しましては、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」や「高額介護サービス費制度」の活用を図ってまいります。
	<b>反対意見 3件</b> ○内容 ・生活・価値観の多様化により、4床室でうまく生活できるか甚だ疑問です。 ・現代社会では、自分の家で個室の生活があたりまえなのに、とても多床室で生活できるとは思えません。 ・表面的なニーズをもって結論付けていることに、検討・議論の浅さ・甘さを指摘せざるを得ない。	

<p><b>2. 記録の保存期間について</b></p>	<p><b>反対意見 3件</b>  ○内容  ・保存期間が2年から5年になると、さらなる負担増となる。(3件とも同様の意見)</p>	<p>○介護報酬の過払いに対する返還請求権の消滅時効は5年であり(地方自治法第236条第1項)、立入検査や返還請求の実効を挙げるために必要であること、国からの事務連絡(「介護給付費請求書等の保管について」(H13.9.19付厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡、H23.10.7付一部改正厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)においても、「介護給付費等請求書等の保管期限については、最長5年間とすることが望ましい。」とされていること、また、厚生労働省関係の他の法律(障害者自立支援法や児童福祉法)に基づく施設の国基準において、既に「サービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存」と規定されており、整合を図る必要があることから、県といたしましては、記録の保存期間を5年とすることが適当であると考えております。</p> <p>なお、国の基準では「完結の日から2年間」とされており、入所又は契約している期間の全ての記録を、退所又は契約終了後2年間保存しなければならず、長期の入所者等に係る記録は膨大なものとなっていました。が、「完結の日」の定義を「介護サービスを提供した日」又は「事実が発生した日」等とすることで順次廃棄できる書類も出てくるため、必ずしも保管に係る負担の増加につながるものではないと考えております。</p>
<p><b>3. 暴力団の排除について</b></p>	<p><b>賛成意見 1件</b></p>	<p>○案のとおり暴力団の排除規定を設けることとします。</p>
<p><b>4. 非常災害対策について</b></p>	<p><b>賛成意見 1件</b></p>	<p>○案のとおり非常災害対策について追加規定を設けることとします。</p>
<p><b>5. その他</b></p>	<p><b>情報の公表制度への意見 1件</b>  ○内容  ・情報の公表調査の義務化を条例に明記することを求めます。</p>	<p>○昨年の介護保険法の改正に伴い、これまで年1回の実施が義務付けられていた情報公表の訪問調査については、都道府県知事が必要と認める場合に実施できるとの見直しが行われたところです。本県といたしましては、公表される情報の客観性を担保する上で、当該調査は依然重要であると認識しており、法改正の趣旨を尊重するとともに、事業者の負担軽減にも配慮しながら、引き続き適切な実施に努めてまいります。</p>
<p><b>意見件数</b></p>	<p><b>10件</b></p>	